

# 令和8年度（2026年度）省エネルギー設備導入補助金 （事業者向け）

## 補助概要

補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額 ※その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額 ※上限額は100万円、下限額は20万円
補助枠	2,000万円
申請期間	令和8年5月11日（月）～令和8年10月31日（土）

## 補助対象者

熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 エ 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等
補助金の交付に係る申請の日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること ア <a href="#">熊本市事業所グリーン宣言登録制度</a> による登録を受けている事業所（登録に向けて宣言をしている事業所を含む。） イ <a href="#">エコアクション21認証・登録制度</a> による認証及び登録を受けている事業所 ウ <a href="#">ISO14001認証制度</a> による認証を受けている事業所
市税の滞納がない者
熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

## 補助対象事業

補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと
補助金の交付の申請をした年度において、2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了する見込みがあること

# 令和8年度（2026年度）省エネルギー設備導入補助金 （事業者向け）

補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所（熊本市内に存するものに限る。）において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア LED照明器具（当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく当該設備の判断基準に適合した設備に限る。）に更新する事業

ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く

イ 業務用エアコンディショナ、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（以下「トップランナー基準」という。）を満たす設備（当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。））に更新する事業であること

導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと

ア 更新前後で使用用途が同じであること

イ 新品（未使用品）であること

ウ 補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）

算定される補助額が20万円以上となること。

## 補助対象経費

更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費

※設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額

## 必要書類（申請時） ※交付申請書以外写し可

書類説明	例	補足情報
交付申請書（様式第10号）		オンライン（LoGo フォーム）で申請を行う場合も必要
事業計画書		
商業登記又は法人登記の登記事項証明書	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	発行から3か月以内のもの ※申請者が法人の場合のみ必要

# 令和 8 年度（2026 年度）省エネルギー設備導入補助金 （事業者向け）

確定申告書B		※申請者が個人事業主の場合のみ必要
設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類		※申請者の所在地（又は住所）と省エネルギー設備の設置場所が異なる場合のみ必要
省エネルギー設備を導入する事業所の位置図		
事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真		※照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ（型番の写真は不要）。 ※照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。
事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図		設備ごとに事業計画書（様式第10号の別紙1）と同一の番号を付したもの
事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類		照明器具の更新の場合は除く。
導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類		
更新事業に係る見積書		補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの
エコアクション21認証・登録証またはISO14001登録証及び登録付属書		※熊本市事業所グリーン宣言登録制度による登録を受けているもしくは登録申請中の事業所の場合は除く。
誓約書（様式第22号）		※非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要
直近の定款		※非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要